

2019年1月21日

社会福祉住居施設の適切な運営の確保について

自立支援センターふるさとの会
滝脇 憲

(日常生活支援の経験から)

- ふるさとの会の宿泊所・自立援助ホームは、主として「単独での居住が難しい方」(居宅における地域生活支援事業での支援を選択しない方)の日常生活支援を行っている。この経験に基づき、以下では既存の取組として大切にしている考え方や資料に対する意見を述べる(無料低額宿泊事業の基準ではなく、日常生活支援住居施設の検討につながる論点として)。

(施設管理者の要件(資料1、4頁)に関して)

- ふるさとの会では、現場の経験から必要と思われる研修プログラムをつくり、実施してきた(別紙資料および東京都「地域居住支援モデル事業」報告書にて詳述)。「単独での居住が難しい」場合、その理由は様々であることから、事業所の特徴に応じて自主的に人材育成(支援の質の保証を含む)の仕組みをつくる必要があった。このように制度に先行する多様な取組を評価する視点がほしい。

(無料低額宿泊事業の基本方針(資料2、2頁)に関して)

- ①「利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように」は、「利用者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように」と書くべきではないか?

(無料低額宿泊事業の位置づけの方向性(資料2、3頁)に関して)

- 「居宅移行のための援助」も「他の施設等への移行への支援」も困難なとき、利用者の意思の尊重を前提に、当面は日常生活支援住居施設での安定した生活の継続を援助することがカンファレンス等で合意された場合でも、援助方針として尊重されないのか?

(情報開示(資料2、4-6頁、参考資料3頁)に関して)

- 収支状況の公開や利用者に対する書面の交付は当然のこととして、本質的な問題は、地域社会や関係機関に対しても、開放的な運営が確保されることである。利用者が地域社会において自由に生活することによって、また一人一人のニーズに応じて地域の連携を組み、包括的な支援体制をつくることによって、「地域との結びつきを重視した運営」

(基本方針③)が自ずと促進される。

(苦情解決等(資料2、6頁)に関して)

- まずは「安心して苦情が言える」環境づくりと信頼関係が大切である。そのうえで、「地域等との連携」(基本方針③)によって、ケースワーカーや「福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者」との連携を通し「苦情」が入ってくる仕組みも重要である。こうした仕組みが機能する前提として、無料低額宿泊所がケースワーカーの日常業務圏域にあり、また利用者が福祉事務所に行ける距離感であることも条件の一つである(これは無料低額宿泊所に限ったことではない)。なお、ふるさとの会では2005年より「苦情解決第三者委員会」(竹島正委員長)を設置し、第三者の委員を交えて利用者が生活の改善のための懇談会を行う等の取組も行っている。

【参考】「ふるさとの会苦情解決第三者委員会設置要綱」

1. 目的 生活困窮者が地域のなかで、安定した住居を確保し、安心した生活を実現し、社会のなかで再び役割や人としての尊厳・居場所を回復するためには、利用者の苦情やトラブルに対する真摯な対応と開放的な運営が不可欠である。ふるさとの会は、苦情解決に当たり、社会性や公平性を確保し、利用者の権利擁護を図るよう努めなければならない。この目的を実現するため、地域福祉に広い見識を持ち、公正な立場から苦情解決、サービスのあり方等について提言並びに解決策を図れる見識者による苦情解決第三者委員会を、代表理事の諮問機関として設置する。

(非常災害対策等(資料2、11頁)に関して)

- 地域包括支援センター等関係機関との連携、避難困難者が取り残されないよう利用者ミーティングを行うなど、利用者同士や地域コミュニティとの互助の中で安全性の向上に取り組むことが、根本的な非常災害対策である。

(参考資料の「比較」に関して)

- 以上の取組に限らず、設備に関する基準、運営・職員に関する基準、支援内容を他の社会福祉施設等と比較する際、設備に関する基準には「整備費」(補助金)、運営・職員に関する基準と支援内容には「事務費」あるいは「サービスの提供に要する補助」(額)の比較がなければ、条件の違いを無視することになる。比較の方法を見直す必要があるのではないか？

以上